私は一問一答で、視覚障がい児の就学・通学支援について、歯科保健センター等診療事業について、高齢者に対する市単独事業について、登戸土地区画整理事業について、順次、質問いたします。

　はじめに、視覚障がい児の就学・通学支援について、教育次長に、うかがいます。

質問①

両眼の矯正視力が概ね0.3未満の方や全盲の方など、目が不自由なお子さんが特別支援教育を受けられるのが盲特別支援学校です。しかし、川崎市内には学校がありません。本市における市外の盲特別支援学校に在籍する視覚障がい児数とその通学状況について、うかがいます。

答弁①

 視覚障害のある児童生徒についての御質問でございますが、 県内公立の盲特別支援学校に在籍している義務教育段 階の児童生徒数は、令和3年5月現在5名でございます。 また、通学状況につきましては、スクールバスのバス停や学校まで保護者等が送迎し通学しているところでございます。

質問②

　本市では、県内公立盲特別支援学校の義務教育段階に５名が在籍とのことです。つまり、視覚障がいのお子さんは、市外の盲特別支援学校に通学せざるを得ない状況です。そして通学には、とりわけ新入学児には送迎が必須で、学校が遠ければ遠いだけ保護者の負担は増します。また、さまざまな事情で保護者が通学に付き添えない場合もあります。本市では、盲特別支援学校への就学相談も受けていると伺いますが、通学に関する困りごとにはどのように対応しているのか、うかがいます。

答弁②

　就学相談についてのご質問でございますが、本市在住の児童生徒が、市外の盲特別支援学校への就学を希望する際には、就学相談において、自宅から通学または寄宿舎の利用について、保護者に丁寧に説明するとともに必要な情報提供を行っております。保護者の協力も必要であることをご理解していただいたうえで、就学先の決定をしているところでございます。

　本市には、保護者の送迎が難しい場合に利用できる、市独自の通学・通所支援サービスがあり、利用者はサービス料金の１割負担、1回あたり268円で利用できます。しかし、視覚障がい児の同行援護に関しては「視覚障がい者ガイドヘルパー」の研修が必要なこと、市外にしかない現在の盲特別支援学校の立地条件から同行援護者の拘束時間が長くなることなどにより、安定的なサービス提供が難しいということから、私のところにも相談があったのです。就学児童数は毎年わずかですが、学校が市外にあるため通学にはみなさん大変ご苦労が多いと思います。視覚障がいを持つすべてのお子さんが、学校という集団的な学びの機会を等しく得られるように、関係局がよく情報を交換していただき、十分な支援の手立てを講じていただくよう要望します。

次に、5款７項６目医療対策費のうち、歯科保健センター等診療事業について、健康福祉局長に伺います。

質問①

　市内に4か所設置の歯科保健センター等のうち、高津区にある久地歯科保健センターが今年度末で終了します。昨年の予算特別委員会でのわが党委員への答弁では「令和3年度中は診療を継続しながら、ほかの3診療所への移行支援を行う」とのことでした。ある利用者の保護者は「付き添いが不要なほど、久地歯科保健センターの環境になじみ、医療スタッフとの信頼関係を築いてきた。うまく移行できるか不安」と話しています。障がいを持つ方にとって新しい環境に適応するには時間や配慮が必要です。どのように移行支援を行ってきたのか、伺います。また久地歯科保健センターの利用者177名は、今後どこで受診するのか、診療所別に移行人数を伺います。

答弁①

歯科保健センター等診療事業についての御質問でございますが、はじめに、利用者の移行支援につきましては、利用者の障害特陛等を考慮のうえ、個々に必要な移行期間を確保するとともに、利用者の心身の状況に合わせて、希望する移行先と久地歯科保健センターとの間で、受診日等について丁寧に調整するなど、利用者の心理的負担の軽減や安全性に配慮し実施したところでございます。次に、利用者177名の移行先につきましては、中原歯科保健センター 96名、百合丘歯科保健センター 46名、一般歯科診療所 27名、大学病院 1名、

通所施設による訪問診療の利用 7名でございます。

質問②

　一般歯科診療所等への移行者数は、利用登録者数の約2割を占めていますが、移行後に障がい特性等により、歯科保健センター等への再利用を希望される方も少なからずいます。また知的と身体の重複障がいを持つお子さんの保護者からは「娘は自分で歯の不調を訴えることも歯磨きも難しいので、口腔ケアを3か月に一度程度受けられるとありがたい」という口腔ケア枠拡充の声もあります。新たに診療を希望する方への対応枠も含め、診療日や診療時間の拡充が必要と考えますが、伺います。

答弁②

歯科保健センター等診療事業についての御質問でございますが、歯科保健センター等では、障害者や認知症高齢者の方を対象に診療を行うとともに、できる限り身近な地域で適切な診療を受けられる環境づくりを目指して、一般歯科診療所の対応力向上の取組を実施しているところでございます。

診療枠の拡充につきましては、「予約の取りにくさの解消」等を図るため、運営主体である歯科医師会と協議を重ね、令和3年度から診療及び口腔ケア枠の増設を行ったところでございます。今後につきましても、各センターの利用状況や患者の地域移行の状況等を踏まえ、引き続き適切な診療枠数について歯科医師会と協議してまいりたいと存じます。

歯科保健センター等診療事業が3か所に集約されることに伴い、診療枠、口腔ケア枠はすでに増設し対応してきたとのことですが、閉所する久地歯科保健センター分の診療４枠、口腔ケア２枠分を埋めるには足りていません。予算は昨年度同様6,500万円が計上されているのですから、歯科医師会と前向きな検討を求めておきます。

質問③

　いっぽうで、歯科保健センターの施設の老朽化も課題です。市としてどのように対応するのか、伺います。また、車椅子利用の方など、車での来院も多いと思いますが。各診療所に十分な駐車スペースは確保されているのか、伺います。

答弁③

歯科保健センター施設についての御質問でございますが、老朽化対策につきましては、個々の施設の状況に応じて適時実施しておりまして、令和4年度におきましては、中原歯科保健センターの空調設備更新工事を行うことを予定しております。引き続き関係部局と連携しながら、資産マネジメントにかかる実施方針に則して、適切に対応してまいります。

また、駐車スペースにつきましては、予約制にて4名まで同時診療が可能であるところ、百合丘歯科保健センターでは8台分、中原歯科保健センターでは今年度末までに駐車スペース拡張工事を実施し5台分を確保する予定となっております。

　高齢者、障がい者人口は増加傾向にあり、心身の障がいや全身疾患などにより一般の歯科医院では診察治療が困難な方のためのスペシャルニーズ歯科診療はどうしても必要です。診療枠のさらなる拡充とともにいっそうのバリアフリー化についても求めておきます。

続きまして、高齢者に対する市単独事業のうち、紙おむつ給付事業、要介護者生活支援ヘルパー派遣事業について、健康福祉局長に伺います。

質問①

本市では、ひとり暮らしの高齢者や在宅介護の高齢者および家族の負担を軽減することを目的に、市単独事業が実施されていますが、これらは行財政改革の対象項目にも挙げられています。

　はじめに、市単独事業のなかで、事業規模が最も大きい「紙おむつ給付事業」についてです。2020年度より若年性認知症者へ対象が拡大され、新年度予算でも前年度比約600万円プラスの1億8,800万円余が計上されました。事業対象者数の直近3年間の利用者数、決算額の推移と若年性認知症者のサービス利用状況について、伺います。

答弁①

高齢者等への紙おむつ給付事業についての御質闇でございますが、本事業は、65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3以上と認定された方に対して、紙おむつを給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の向上を図ることを目的とした市単独事業でございまして、令和2年10月より、 40歳から64歳までの方で、要介護3以上と認定された在宅の若年陛認知症の方にも対象を広げたところでございます。

利用状況等につきましては、月平均の利用者は、平成30年度3,775人、令和元年度3,753人、2年度3,8 52人、決算額は、平成30年度1億7,853万円、令和元年度1億7,797万円、2年度1億8,298万円となっております。

また、令和2年度に拡充した若年性認知症の利用者は令和4年2月末時点で16名でございます。

質問②

サービス利用者数は若年性認知症の利用者を差し引いても増加傾向です。この紙おむつ給付事業では、在宅生活で要介護3～５の方で紙おむつを必要とされている方に、毎月、給付利用限度額月額5,000円の範囲内で、紙おむつほか介護用品が支給されます。しかし、病院や施設でのおむつ交換は2～3時間おきで、これにもとづけば1日5～7枚程度が必要となります。1枚単価50円としても、おむつ代だけで1か月あたり7,500円。ほかにおむつカバーや使い捨て手袋、ふき取りシートなどの衛生用品も必要ですから、5,000円ではとても賄いきれません。昨今の物価高を鑑みても給付額を引き上げるべきと考えますが、うかがいます。

答弁②

高齢者等への紙おむつ給付事業についての御質問でございますが、

令和2年度決算額における本事業の利用者一人あたりの利用実績月額の平均は約4,518円でございまして、利用限度額の5千円に対して9割程度となっております。また、利用頻度に関しましては、隔月または数か月にー度利用される方も多く、月平均の利用者は、その月に給付可能な方の6割程度となっているため、多くの利用者は、毎月限度額までは利用されていないと考えられることな

どから、本事業の利用限度額を拡大することには慎重な検討が必要であるものと考えております。

質問③

また、本事業は将来的には介護保険事業特別会計への移行も検討するとのことですが、検討理由を伺います。

答弁③

高齢者等への紙おむつ給付事業についての御質問でございますが、

本事業は、要介護状態となった高齢者等の排池ケアを支援し、在宅における日常生活を支えるため、市戦虫事業として実施しているものでございます。また、介護保険制度は、加齢に伴い要介護状態となった方に対して、その方の有する能力に応じて日常生活を営むことができるように、高齢者自身も含めた社会全体で支えあうものでございまして、本事業の趣旨と合致するものであることから、介護保険事業特別会計への移行も含め、事業のあり方を検討しているところでございます。

紙おむつは限度額までの利用者は少ないとのことですが、おむつの交換回数は訪問介護の回数や時間の制限によって、本人の希望に添えない場合もあります。また本市では、要介護１，２の方は対象外です。身体的機能はある程度自立していても認知症を発症していれば紙おむつが必要です。要介護１で認知症の女性は肌が敏感で、少量の尿漏れでもおむつ交換が必要で、紙おむつの消費量がかさみ経済的に大変。洗って使い回すこともあるとのことでした。紙おむつは排せつ介護に不可欠な消耗衛生用品であり、介護される方が快適かつ衛生的に過ごせるよう十分に供給されるべきです。横浜市では要介護１～３の方には月額6,000円、４，５の方には8,000円を助成しています。実態を把握し、対象枠の拡大と増額を要望します。また、事業の財源を介護保険特別会計へ移行することについては、介護保険料の引き上げにつながりかねず、慎重な検討を求めておきます。

質問④

次に、要介護者生活支援ヘルパー派遣事業についてです。この事業は介護保険制度の給付サービスだけでは在宅生活が困難な一人暮らしの高齢者等に、家事援助等の生活援助サービスの提供を行う、ホームヘルパー派遣事業ですが、2020年9月で新規受付が終了しました。2020年5月の健康福祉委員会では、利用者の減少が主な理由とのことですが、直近3年間のサービス利用状況について伺います。

答弁④

要介護者生活支援へルパー事業についての御質問でございますが、

直近3年間における月平均の利用者数といたしましては、平成30年度17人、令和元年度10人、 2年度7人でございまして、令和4年2月末時点での利用者数は、5人となっております。

質問⑤

　要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の利用者は年々減少し、2022年2月末時点で5名とのことです。このサービスは、健康チェックなどの基本サービスをはじめ、掃除、洗濯、寝具交換、衣類の整理・補修、食事の提供、買い物や薬の受け取りまで幅広い内容で、1時間単位で週２時間まで利用できます。派遣日は必要な曜日を選べ、9時から必要に応じて20時まで対応。利用者負担は一般世帯でも1時間200円と廉価でした。介護保険で受けられるサービスが縮小されるなか、こうしたサービスが必要な方もおられます。こうした方々のニーズに、今後どのように対応するのか、伺います。

答弁⑤

要介護者生活支援へルパー事業についての御質問でございますが、

本事業は、平成12年の介護保険制度開始に伴い、概ね現在の事業内容に改正したものでございまして、介護保険制度が導入され現在に至るまで、介護保険サービスの種類が増え、生活援助に関する介護保険外の民間サービスも多様化したことにより、サービスの選択肢が充実してきたことなどから、利用者は年々減少を続け、本事業のニーズが無くなってきたため、令和2年9月末で新規受

付を終了したものでございます。

今後につきましても引き続き、介護保険制度を中心としながら、社会情勢や高齢者の二―ズに合った市単独事業を実施することで、高齢者の在宅生活を支援してまいりたいと存じます。

意見要望です。事業廃止の理由としては「生活援助に関する介護保険外の民間サービスも多様化したため」との答弁でした。例えば、市内にも増えている小規模多機能型居宅介護は、「通い」「宿泊」「訪問」のサービスを組み合わせて利用しながら、住み慣れた地域かつ自宅で生活できる地域密着型の介護サービスです。しかし月額定額制で、部分的なサービス変更ができないなどの課題があります。必要な時に、必要なサービスが単発で受けられる要介護者生活支援ヘルパー派遣事業はやはり必要ではないでしょうか。事業復活、あるいは代替サービスの検討を要望します。

最後の質問です。10款3項4目登戸土地区画整理事業費について、まちづくり局長に伺います。

質問①

はじめに、事業計画の変更についてです。6回目となる事業計画の変更に伴い総事業費は58億円の増、新年度予算では78億8000万円余が計上されています。１月27日のまちづくり委員会において報告では、90、93、94街区の廃道と街区統合を行うとのことで、わが党委員が街区統合の理由と開発の内容について尋ねたのに対し「登戸駅前の賑わい創出のため広い面積の敷地確保が必要、土地の有効活用のためには建物の高層化もある」との答弁でした。区画整理最終盤の今になって、廃道と街区統合をなぜ行うのか、改めて伺います。

答弁①

90街区等の街区統合についての御質問でございます。令和元年9月に改定した川崎都市計画事業登戸士地区画整理事業事業計画では、「駅周辺の商業地では商業集積地としての賑わいの創出のため、民間主導による共同化等を誘導、推進する」としております。登戸駅前の90街区等につきましては、狭小な宅地が多く権利関係が幅襲しているため、駅前の魅力や賑わいを創出する機能を導入することは困難なことから、共同化に向けて、登戸駅前の権利者の皆様の意識醸成に取り組んできたところでございます。

こうした取組の中で、権利者の皆様の共同化の意向が高まってきたことや、集団移転の行程において、当街区の整備着手を令和4年度末としていることから、街区の統合について、今回、事業費増額等の他の変更内容と併せて、事業計画変更の手続きに着手するものでございます。

質問②

　当該区は狭小宅地が多く、駅前の賑わい創出には共同化を誘導、推進する必要があり、権利者との調整が進められてきたとのことです。共同化への意識醸成はいつから行われたのか、伺います。またそのはたらきかけにおいて、再開発事業となる可能性については示唆されたのか、伺います。

答弁②

共同化についての御質問でございますが、権利者の皆様の意識醸成に向けた取組につきましては、令和元年10月に駅前まちづくりに関する勉強会を開始し、共同化に向けて意見交換を行ってきたところでございます。共同化の具体的な手法につきましては、権利者の皆様が検討を進めてきたもので、令和3年4月に登戸駅前の権利者の皆様により市街地再開発事業に向けた準備組合が設立されたものでございます。

質問③

　共同化は権利者が検討を重ね組合施行の市街地再開発事業となったとのことです。そして登戸駅前には、地下1階地上35階建てのタワーマンション建設が計画されています。土地区画整理事業中では土地の権利が不安定ですが、市街地再開発事業に向けては、どのような手法を考えているのか、伺います。

答弁③

共同化についての御質問でございますが、

市街地再開発事業の実施に向けた事業手法につきましては、区画整理事業中においても士地に関する権利の明確化が可能となる一体的施行制度の活用を想定しております。

質問④

登戸駅前地区市街地再開発事業は、1999年に土地区画整理法、都市再開発法の改正で制度化された、一体的施行で進められるとのことです。土地に関する権利の明確化が可能となる「特定仮換地」により、再開発が促進されるこの手法については今後の研究課題といたしますが、いずれにせよ、当該地近隣住民やビルの借家人をはじめ、一般市民にとって、今回の登戸駅前再開発事業によるタワーマンション建設計画は、まさに寝耳に水です。駅前を大きく変える重大案件です。権利者だけでなく、町会や一般市民にも丁寧な説明が必要と考えますが、どのような周知・説明を行ってきたのか、伺います。

答弁④

再開発事業についての御質問でございますが、これまで権利者で構成された準備組合において、事業計画が検討されてきたところでございまして、この度、計画案が取りまとめられたことから、 2月7日から環境影響評価方法書の縦覧が開始されており、今後、環境影響評価等の諸手続きの中で、計画の内容や環境への影響について、周辺住民への周知等が行われるものと考えております。準備組合には、計画を確定する前の段階において、周辺住民の方々の御意見を丁寧に伺うよう促してまいります。

一体的施行では、換地計画が縦覧され、意見書の提出などの手続きもとられます。手続きを丁寧に行い、市民の意見を尊重するよう、求めておきます。

質問⑤

　登戸駅、向ヶ丘遊園駅周辺を中心に、街の賑わいづくりが推進されるいっぽうで、登戸土地区画整理区域内にありながら、事業計画では道路も宅地も従前と変わらぬままの街区があります。そのひとつが世田谷町田線に隣接する6街区周辺で、私が12月議会で質問した区画整理の清算金問題で、清算金が必ず徴収される狭小宅地も複数存在する街区です。

　先日開催された、6街区の地権者への事業説明会でも「なぜ道路が広がらないのか」「住環境は何も変わらないのに区画整理区域内で固定資産税は上がり、清算金も発生するのは納得がいかない」など、意見が出されました。当該地周辺はすでに幅員6m道路が整備されているのに、なぜ狭いままの道路が存在するのか、伺います。

答弁⑤

道路の幅員についての御質問でございますが、本事業計画において、 6街区周辺の道路につきましては、公益施設や戸建て住宅等の周辺の士地利用状況を踏まえ、幅員6メートルの道路を配置するとともに、一部の道路においては、住宅地における通過交通の抑制にも配慮しながら、既存の道路を活かして、幅員4メートルで計画しているものでございます。

質問⑥

　幅員を4ｍのままにするのは通過交通の抑制のためとのことです。しかし、当該道路は世田谷町田線に接し、すでに車両の通行も多く、通勤通学時には登戸小学校へ通う子どもたちや、向ヶ丘遊園駅への通勤客で混みあいます。角地には高い建物が建ち見通しが悪く、世田谷町田線を走行する自転車やバイクと歩行者の接触事故も頻回起こっています。通行者の安全性確保のために対策を講じるべきと考えますが、伺います。

答弁⑥

歩行者の安全確保についての御質問でございますが、当該道路の自動車交通につきましては、警察によるゾーン30の指定により、速度の抑制が図られており、朝の通勤・通学時間帯においても、 1時間当たり10台から20台程度であり、交通量が多い区間とは認識しておりません。また、道路を拡幅した場合には、通過交通により、自動車交通量の増加を助長する可能性があり、歩行者の安全性の観点等からも、既存の道路を活かして、幅員4メートルで計画しているものでございます。今後も、当該道路につきましては、関係機関と調整を図りながら、歩行者の安全陛の確保に向け、より適切な対応を検討してまいります。

当該道路を通学路とする児童は現時点で65名とのことですが、登戸小学校区域内の51街区には25階建ての高層マンション建設が予定されています。登戸区画整理事業の進捗に伴い登戸小学校は4教室不足することも示されています。何より、道路拡幅による通学路の安全確保は多くの市民の願いです。市街地再開発事業を進めるための廃道、事業計画変更は行うのに、市民が切望する道路拡幅は行わないというのであれば、登戸区画整理事業全体の公平性も保たれないのではないでしょうか。事業の変更も恐れず、6街区住民はじめ市民の声に寄り添い、丁寧な話し合いを重ねていくことを強く要望します。6街区の道路問題も含め、登戸区画整理事業の進捗については引き続き取り上げていくことを表明し、私の質問を終わります。